

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第十七号）新旧対照条文  
 ○ 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第十八条 免許申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付（第六号に定める免許証及び旅券については、提示）しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第九十七条の二第一項第一号又は令第三十四条の五第三号口に該当する者 第十八条の二の三第五項の検査合格証明書</p> <p>四〇七 （略）</p> <p>2 免許申請者が特定失効者又は法第九十七条の二第一項第五号に規定する特定取消処分者（以下「特定取消処分者」という。）で、次の各号に掲げる講習を終了したものであるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（質問票の様式）</p> <p>第十八条の二の二 法第八十九条第二項の内閣府令で定める様式は、別記様式第十二の二のとおりとする。</p> <p>（技能検査）</p> <p>第十八条の二の三 法第八十九条第三項の検査（以下「技能検査」とい</p>	<p>第十八条 免許申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付（第六号に定める免許証及び旅券については、提示）しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第九十七条の二第一項第一号又は令第三十四条の五第三号口に該当する者 第十八条の二の二第五項の検査合格証明書</p> <p>四〇七 （略）</p> <p>2 免許申請者が特定失効者で、次の各号に掲げる講習を終了したものであるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（技能検査）</p> <p>第十八条の二の二 法第八十九条第二項の検査（以下「技能検査」とい</p>

う。)は、当該技能検査を受けようとする者が現に受けている仮免許の区分に応じ、大型自動車、中型自動車又は普通自動車のいずれかの運転について行うものとする。

2 技能検査を受けようとする者は、法第八十九条第三項に規定する公安委員会に、別記様式第十三の技能検査申請書を提出するとともに、現に受けている仮免許に係る免許証を提示しなければならない。

3 前項の技能検査申請書には、技能検査を受けようとする者が法第八十九条第三項前段に規定する者であることを証明する書類及び申請用写真を添付しなければならない。

4・5 (略)

(適性試験)

第二十三条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者に対し行う適性試験にあつては、前項の規定にかかわらず、色彩識別能力の科目についての試験は、行わないものとする。

一 (略)

二 第一種運転免許(以下「第一種免許」という。)又は第二種免許に係る特定失効者又は特定取消処分者であるもの

三 (略)

(特定失効者又は特定取消処分者に係る講習の受講期間等)

第二十六条の二 法第九十七条の二第一項第三号イに定める検査(以下「認知機能検査」という。)及び同号イからハまでに定める講習は、

う。)は、当該技能検査を受けようとする者が現に受けている仮免許の区分に応じ、大型自動車、中型自動車又は普通自動車のいずれかの運転について行うものとする。

2 技能検査を受けようとする者は、法第八十九条第二項に規定する公安委員会に、別記様式第十三の技能検査申請書を提出するとともに、現に受けている仮免許に係る免許証を提示しなければならない。

3 前項の技能検査申請書には、技能検査を受けようとする者が法第八十九条第二項前段に規定する者であることを証明する書類及び申請用写真を添付しなければならない。

4・5 (略)

(適性試験)

第二十三条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者に対し行う適性試験にあつては、前項の規定にかかわらず、色彩識別能力の科目についての試験は、行わないものとする。

一 (略)

二 第一種運転免許(以下「第一種免許」という。)又は第二種免許に係る特定失効者であるもの

三 (略)

(特定失効者に係る講習の受講期間等)

第二十六条の二 法第九十七条の二第一項第三号イに定める検査(以下「認知機能検査」という。)及び同号イからハまでに定める講習は、

特定失効者又は特定取消処分者が法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日前一年以内に受けたものでなければならない。

(免許証の更新の申請等)

第二十九条 (略)

256 (略)

7| 法第一条第四項の内閣府令で定める様式は、別記様式第十二の二のとおりとする。

8| 第二十三条第一項の規定(色彩識別能力に係る部分を除く。)は、法第一条第五項に規定する適性検査について準用する。この場合において、第二十三条第一項の表運動能力の項中「付す」とあるのは「付し、又はこれを変更する」と読み替えるものとする。

9| (略)

第二十九条の二 法第一条の二第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第十八の二のとおりとする。

2| 法第一条の二第二項に規定する更新期間前における免許証の更新を受けようとする者(以下「特例更新申請者」という。)は、前項の様式の特例更新申請書に海外旅行又は令第三十七条の五各号に掲げる事実を証するに足りる書類を添えて、その者の住所地を管轄する公安委員会に提出するとともに、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。ただし、特例更新申請者が免許の効力を停止されている者である場合にあつては、現に受けている免許に係る免許証を提示することを要しない。

特定失効者が法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日前一年以内に受けたものでなければならない。

(免許証の更新の申請等)

第二十九条 (略)

256 (略)

7| 第二十三条第一項の規定(色彩識別能力に係る部分を除く。)は、

法第一条第四項に規定する適性検査について準用する。この場合において、第二十三条第一項の表運動能力の項中「付す」とあるのは「付し、又はこれを変更する」と読み替えるものとする。

8| (略)

第二十九条の二

法第一条の二第二項に規定する更新期間前における免許証の更新を受けようとする者(以下「特例更新申請者」という。)は、別記様式第十八の二の申請書に海外旅行又は令第三十七条の五各号に掲げる事実を証するに足りる書類を添えて、その者の住所地を管轄する公安委員会に提出するとともに、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。ただし、特例更新申請者が免許の効力を停止されている者である場合にあつては、現に受けている免許に係る免許証を提示することを要しない。

3| 前条第三項の規定は、前項の特例更新申請書について準用する。

4| (略)

5| 法第百一条の二第二項の内閣府令で定める様式は、別記様式第十二の二のとおりとする。

6| 第二十三条第一項の規定（色彩識別能力に係る部分を除く。）は、法第百一条の二第三項に規定する適性検査について準用する。この場合において、第二十三条第一項の表運動能力の項中「付す」とあるのは「付し、又はこれを変更する」と読み替えるものとする。

7| 前条第九項の規定は、第二項の免許証の更新について準用する。

(報告徴収の方法)

第二十九条の二三 法第百一条の五の規定による報告徴収は、別記様式第十八の五の報告書の提出を求めることにより行うものとする。

(処分移送通知書の様式)

第二十九条の四 法第百三条第三項（法第百四条の二三第五項及び第八項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める処分移送通知書の様式は、別記様式第十九のとおりとする。

(聴聞の手續)

第三十条の二の二 法第百四条の二第二項（法第百四条の二三第七項及び法第百七条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

2| 前条第三項の規定は、前項の申請書について準用する。

3| (略)

4| 第二十三条第一項の規定（色彩識別能力に係る部分を除く。）は、法第百一条の二第二項に規定する適性検査について準用する。この場合において、第二十三条第一項の表運動能力の項中「付す」とあるのは「付し、又はこれを変更する」と読み替えるものとする。

5| 前条第八項の規定は、第一項の免許証の更新について準用する。

(処分移送通知書の様式)

第二十九条の四 法第百三条第三項（法第百四条の二三第三項及び第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める処分移送通知書の様式は、別記様式第十九のとおりとする。

(聴聞の手續)

第三十条の二の二 法第百四条の二第二項（法第百四条の二三第五項及び法第百七条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(免許の取消し等)

第三十条の四 法第百四条の三第一項の規定による書面の交付は、免許の取消し又は効力の停止に係る者に対し、当該処分の内容を口頭で告知した上、法第百三条第一項若しくは第四項、法第百四条の二の第三項若しくは第三項若しくは同条第五項において準用する法第百三条第四項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止又は法第百三条第二項の規定による免許の取消しにあつては別記様式第十九の三の三の処分書を、法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定による免許の取消しにあつては別記様式第十九の三の四の処分書を交付することにより行うものとする。

第三十一条の三 法第百六条の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事項
(略)	(略)
法第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定により免許証の更新をしたとき	一・二 (略) 三 法第百一条の二第四項の規定により免許証の更新を受けた者にあつては、同条第三項の規定による適性検査を受けた日
法第九十条第一項ただし書	四 (略)
一〇七 (略)	

(免許の取消し等)

第三十条の四 法第百四条の三第一項の規定による書面の交付は、免許の取消し又は効力の停止に係る者に対し、当該処分の内容を口頭で告知した上、法第百三条第一項若しくは第四項、法第百四条の二の第三項若しくは同条第三項において準用する法第百三条第四項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止又は法第百三条第二項の規定による免許の取消しにあつては別記様式第十九の三の三の処分書を、法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定による免許の取消しにあつては別記様式第十九の三の四の処分書を交付することにより行うものとする。

第三十一条の三 法第百六条の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事項
(略)	(略)
法第百一条第五項又は第百一条の二第三項の規定により免許証の更新をしたとき	一・二 (略) 三 法第百一条の二第三項の規定により免許証の更新を受けた者にあつては、同条第二項の規定による適性検査を受けた日
法第九十条第一項ただし書	四 (略)
一〇七 (略)	

<p>、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の第三項、第百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百三条の二第一項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定による処分をしたとき。</p>	<p>(略)</p> <p>法第百八条の二第二項第二号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）を受けたとき。</p>
<p>(略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 法第九十条第五項若しくは第六項若しくは法第百三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けた者又は免許が失効したためこれらの規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由とするものを除</p>
<p>、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の第三項、第百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百三条の二第一項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第百三条第四項の規定による処分をしたとき。</p>	<p>(略)</p> <p>法第百八条の二第二項第二号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）を受けたとき。</p>
<p>(略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 法第九十条第五項若しくは第六項又は法第百三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けた者にあつては、当該免許に係る免許証番号</p>

(略)	四 (略)
	く。)を受けなかつた者にあつては、取り消され、又は失効した免許に係る免許証番号

(教習の時間及び方法)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。

一 技能教習については、次のとおりとする。

イ ホ (略)

へ 大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習のうち、応用走行については、二時限(大型二輪免許に係る教習を受ける者が現に普通二輪免許を受けている者である場合にあつては、一時限)、運転シミュレーターを使用すること。

ト へに定めるもののほか、運転シミュレーターによる教習は、基本操作及び基本走行並びに応用走行について行い、かつ、その教習時間は、基本操作及び基本走行については一時限を、応用走行については三時限を超えないこと。ただし、大型二輪免許に係る教習を受ける者が現に普通二輪免許を受けている者である場合に

(略)	四 (略)

(教習の時間及び方法)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。

一 技能教習については、次のとおりとする。

イ ホ (略)

へ 大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習のうち、基本操作及び基本走行については一時限(大型二輪免許に係る教習を受ける者が現に普通二輪免許を受けている者である場合を除く。)、応用走行については二時限(大型二輪免許に係る教習を受ける者が現に普通二輪免許を受けている者である場合にあつては、一時限)、運転シミュレーターを使用すること。

ト へに定めるもののほか、運転シミュレーターによる教習は応用走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は三時限を超えないこと。

---

あつては、運転シミュレーターによる教習は、応用走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は三時限を超えないこと。

チㇿネ (略)

二 (略)

5 (略)

(報告徴収の方法)

第三十七条の二 法第七十七条の三の二の規定による報告徴収は、別記様式第十八の五の報告書の提出を求めることにより行うものとする。

(臨時適性検査)

第三十七条の二 (略)

2 (略)

チㇿネ (略)

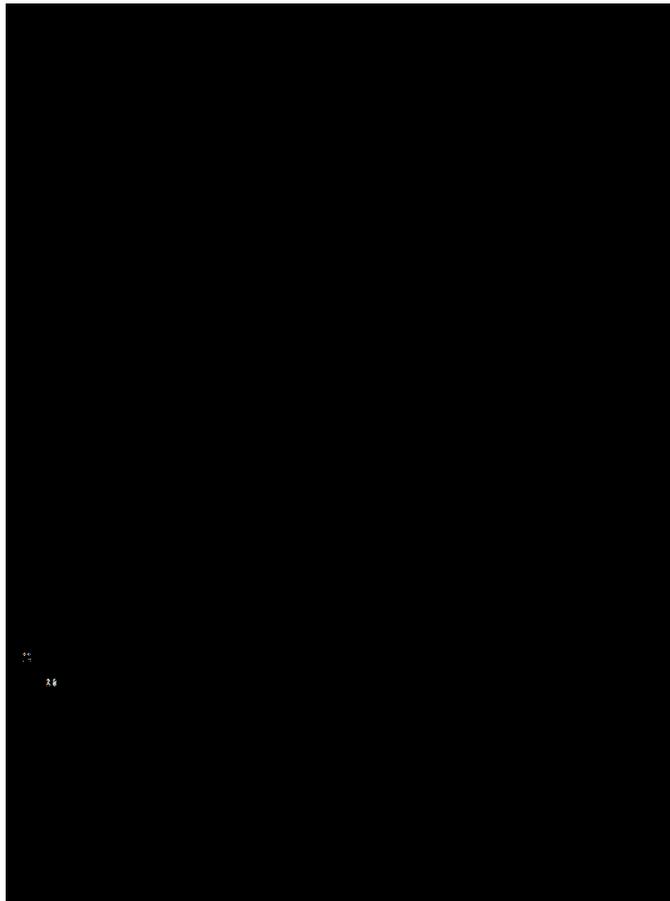
二 (略)

5 (略)

(臨時適性検査)

第三十七条の二 (略)

2 (略)



(別紙)

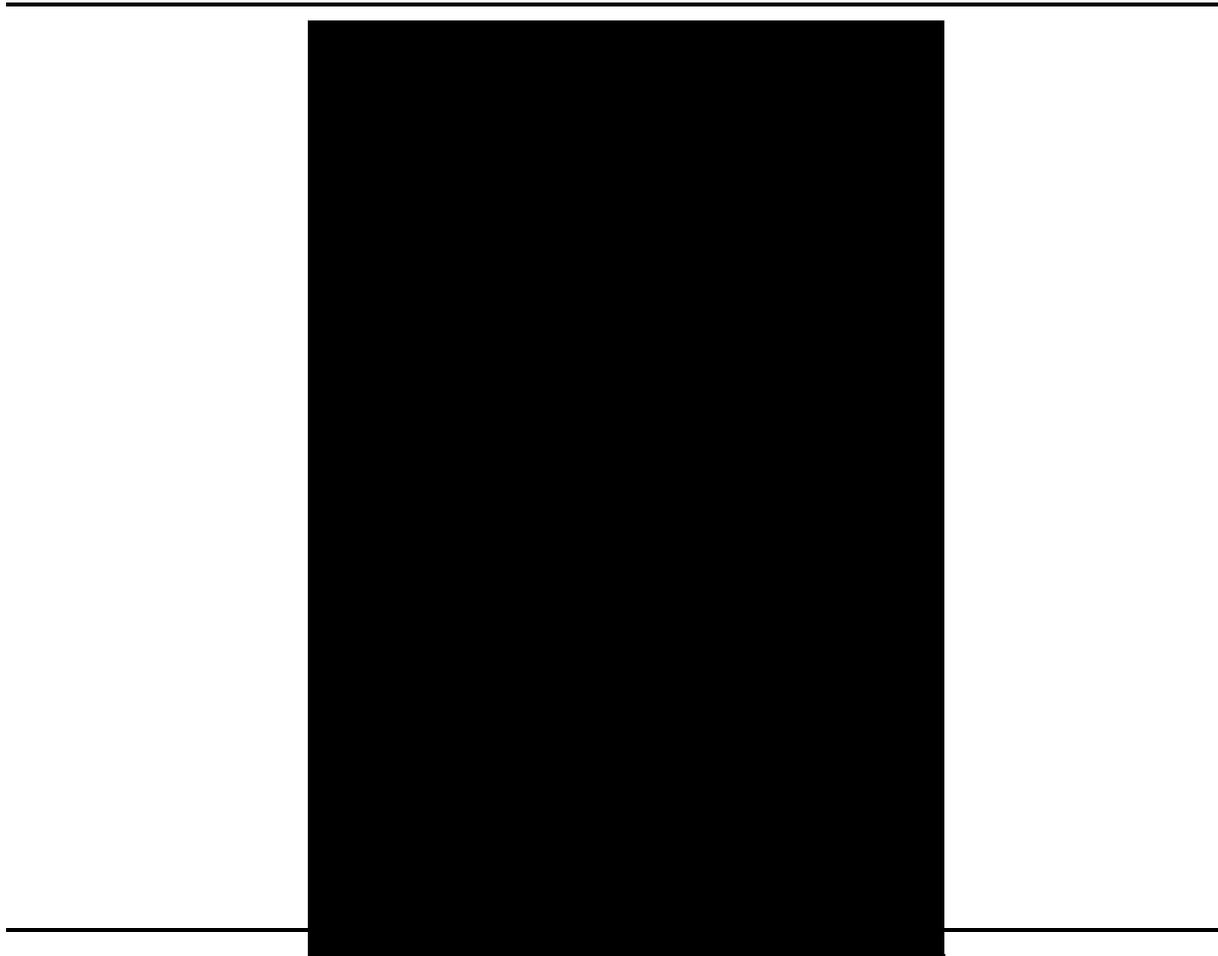
	氏 名	
病気の症状等申告欄	1 病気を原因として、又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある方	<input type="checkbox"/>
	2 病気を原因として発作的に身体の一部又は一部のけいれん又は麻痺を起したことがある方	<input type="checkbox"/>
	3 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方	<input type="checkbox"/>
	4 病気を理由として、医師から、免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方	<input type="checkbox"/>
	5 1～4のどれかに該当する方で、申請前に運転適性相談を終了している方	月 日 番 <input type="checkbox"/>
	6 1～4のどれにも該当しない方	<input type="checkbox"/>

- 備考 1 病気の症状等申告欄には、該当する個所の□に $\blacktriangle$ 印を付け、項目5については、該当者は相談を終了した月日及び相談終了番号を記載すること。  
2 あらかじめ点線部分で二つ折りとなっている用紙とすること。

別記様式第十二 (第十七条関係)

運転免許申請書		年 月 日
公安委員会 啓		
ふ	り	が
氏	名	姓
生	年	月 日
年	月	日
受けようとする免許の種類		
試験免除の該当事由		
免許証の記載事項の変更の有無		
有 ・ 無		
※ 病気の症状等申告欄(別紙)に記載して下さい。		
(この線から下には記載しないこと。)		
免許証の写し	氏名・生年月日	年 月 日
	本籍・国籍等	
	住 所	
	交 付	年 月 日
	免許の条件等	年 月 日まで有効
		写 真

- 備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。  
2 試験免除の該当事由欄には、法第97条の2第1項若しくは第2項又は令第34条の5に規定する免除事由を記載すること。  
3 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ〇で囲むこと。  
4 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。  
5 用紙の大きさは、日本工業規格A判4番とする。  
6 図示の長さの単位は、センチメートルとする。  
7 運転免許証更新申請書を封筒に入れて提出する場合その他病気の症状等申告欄の内容を他人から見えにくくするための特別の措置が講じられている場合には、病気の症状等申告欄を本紙に設けることができる。



別記様式第十三 (第十八条の二三関係)

技能検査申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日
検査を受けようとする自動車の種類	
----- (この線から下には記載しないこと。) -----	
仮免許証の写し	

- 備考 1 免許証の写し欄には、現に受けている仮免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第十三 (第十八条の二の二関係)

技能検査申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日
検査を受けようとする自動車の種類	
----- (この線から下には記載しないこと。) -----	
仮免許証の写し	

- 備考 1 免許証の写し欄には、現に受けている仮免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別紙様式第十三の二（第十八条の二の三関係）

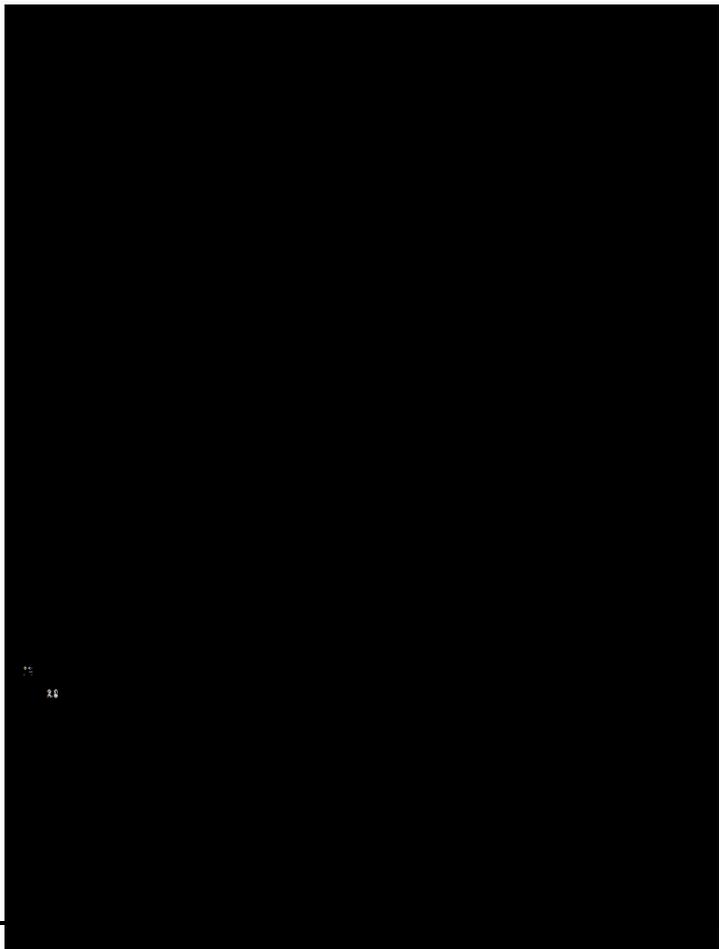
第	号	検 査 合 格 証 明 書	
写 真			住 所
押出し			氏 名
スタンプ			
		年 月 日生	
上記の者は、		年 月 日	が行った 自動車
に係る検査において、当該自動車の運転（ ）について必要な技能を有する者であることを証明する。			
		年 月 日	公安委員会 図

- 備考 1 括弧内には、検査において使用した自動車（標準試験車両以外の場合に限る。）及び講じた補助手段を記入する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別紙様式第十三の二（第十八条の二の二関係）

第	号	検 査 合 格 証 明 書	
写 真			住 所
押出し			氏 名
スタンプ			
		年 月 日生	
上記の者は、		年 月 日	が行った 自動車
に係る検査において、当該自動車の運転（ ）について必要な技能を有する者であることを証明する。			
		年 月 日	公安委員会 図

- 備考 1 括弧内には、検査において使用した自動車（標準試験車両以外の場合に限る。）及び講じた補助手段を記入する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



(別紙)

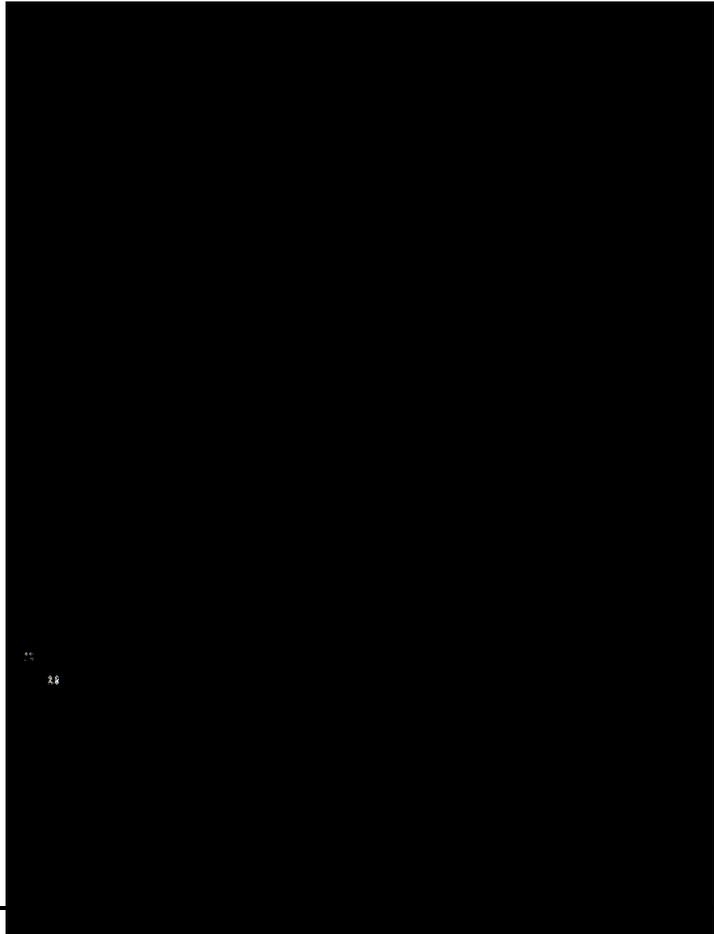
氏 名	
病気の症状等申告欄	1 病気を原因として、又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある方 <input type="checkbox"/>
	2 1に該当する方で、これまでの免許の申請時又は免許証の更新の申請時に申告していない意識消失の経験がある方 <input type="checkbox"/>
	3 病気を原因として発作的に身体の全部又は一部のけいれん又は麻痺を起こしたことがある方 <input type="checkbox"/>
	4 3に該当する方で、これまでの免許の申請時又は免許証の更新の申請時に申告していないけいれん又は麻痺の経験がある方 <input type="checkbox"/>
	5 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方 <input type="checkbox"/>
	6 病気を理由として、医師から、免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方 <input type="checkbox"/>
	7 1～6のどれかに該当する方で、申請前に運転適性相談を終了している方 <input type="checkbox"/> 月 日 番
	8 1～6のどれにも該当しない方 <input type="checkbox"/>

備考 1 病気の症状等申告欄には、該当する個所の口にレ印を付け、項目7については、該当者は相談を終了した月日及び相談終了番号を記載すること。  
2 あらかじめ点線部分で二つ折りとなつている用紙とすること。

別記様式第十八 (第二十九条関係)

運転免許証更新申請書		年 月 日
公安委員会 殿		
ふりがな	氏名	
生 年 月 日	年 月 日	
免許証の記載事項の変更の有無		有 ・ 無
※ 病気の症状等申告欄(別紙)に記載して下さい。		
(この線から下には記載しないこと。)		
適性検査の結果		
免許証の写し		
氏名・生年月日	年 月 日	
本籍・国籍等		
住所		
交付	年 月 日	写真
免許の条件等		

備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又はり号活字で印字すること。  
2 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。  
3 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。  
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。  
5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。  
6 運転免許証更新申請書を封筒に入れて提出する場合その他病気の症状等申告欄の内容を他人から見えにくくするための特別の措置が講じられている場合には、病気の症状等申告欄を本紙に設けることができる。



(別紙)

氏 名	
病気の 症状等 申告欄	1 病気を原因として、又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある方 <input type="checkbox"/>
	2 1に該当する方で、これまでの免許の申請時又は免許証の更新の申請時に申告していない意識消失の経験がある方 <input type="checkbox"/>
	3 病気を原因として発作的に身体の全部又は一部のけいれん又は麻痺を起こしたことがある方 <input type="checkbox"/>
	4 3に該当する方で、これまでの免許の申請時又は免許証の更新の申請時に申告していないけいれん又は麻痺の経験がある方 <input type="checkbox"/>
	5 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方 <input type="checkbox"/>
	6 病気を理由として、医師から、免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方 <input type="checkbox"/>
	7 1～6のどれかに該当する方で、申請前に運転適性相談を終了している方 <input type="checkbox"/> 月 日 番
	8 1～6のどれにも該当しない方 <input type="checkbox"/>

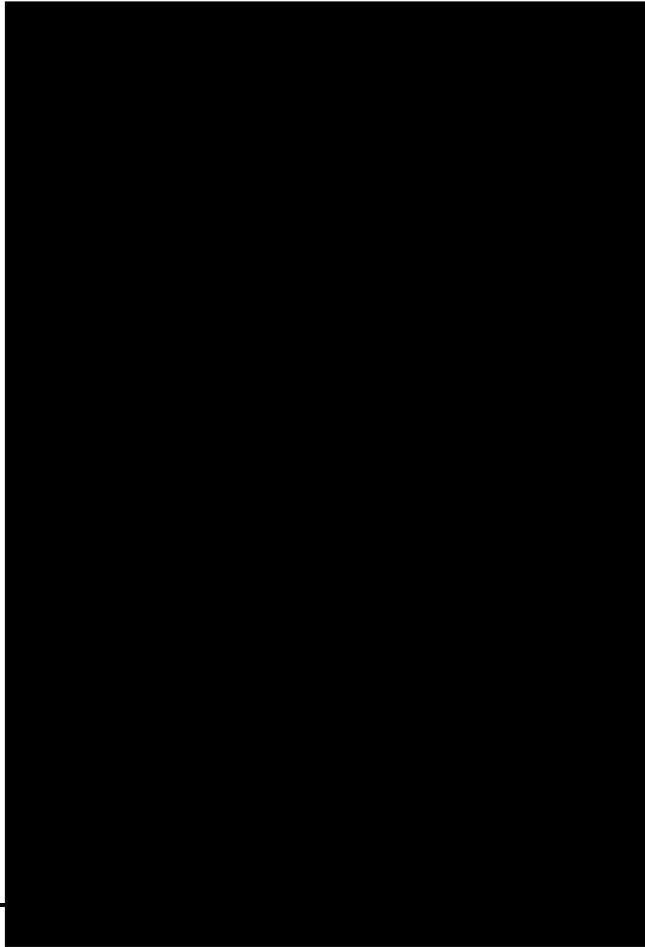
備考 1 病気の症状等申告欄には、該当する個所の口に $\perp$ 印を付け、項目7については、該当者は相談を終了した月日及び相談終了番号を記載すること。  
2 あらかじめ点線部分で二つ折りとなっている用紙とすること。

別記様式第十八の二 (第二十九条の二関係)

運転免許証の更新期間前における免許証更新申請書	
公安委員会 殿	
年 月 日	
ふりがな	氏 名
生 年 月 日	生 年 月 日
免許証の記載事項の変更の有無 有 ・ 無	
※ 病気の症状等申告欄(別紙)に記載して下さい。	
(この線から下には記載しないこと。)	
適性検査の結果	
免許証の写し	
氏名・生年月日	年 月 日
本籍・国籍等	
住 所	
交 付	年 月 日 年 月 日
免許の条件等	写 真

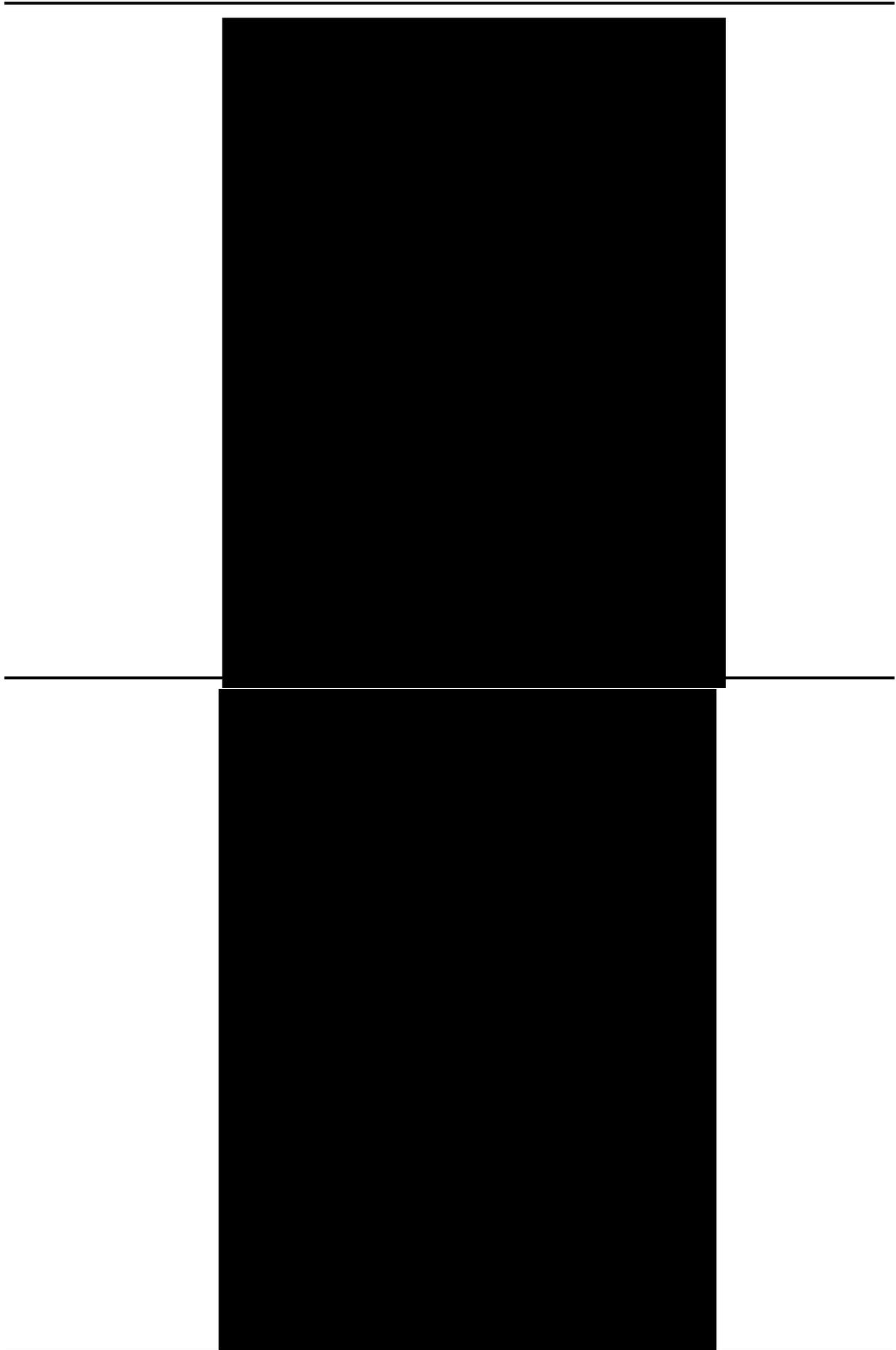
備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。  
2 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ $\bigcirc$ で囲むこと。  
3 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。  
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。  
5 図示の真さの単位は、センチメートルとする。  
6 運転免許証更新申請書を封筒に入れて提出する場合その他病気の症状等申告欄の内容を他人から見えにくくするための特別の措置が講じられている場合には、病気の症状等申告欄を本紙に設けることができる。

---



---

---



別記様式第二十二の三（第三十七条の二の関係）

措 置 命 令 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 印	
道路交通法第107条の4第3項の規定により、あなたの自動車等の運転に関 し下記の措置をとることを命ずる。	
措 置	

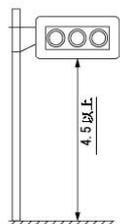
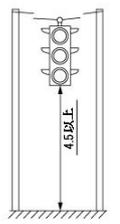
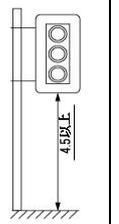
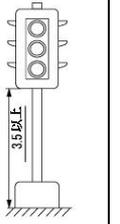
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第二十二の二（第二十七条の二の関係）

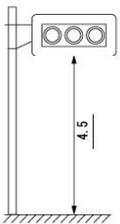
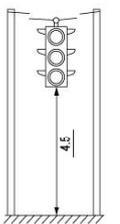
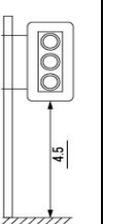
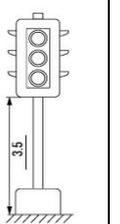
措 置 命 令 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 印	
道路交通法第107条の4第3項の規定により、あなたの自動車等の運転に関 し下記の措置をとることを命ずる。	
措 置	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別表第一（第四条関係）

灯器の構造	信号機の構造及び灯器の高さ			
	横型	縦型		
(略)		懸垂式	側柱式	中央柱式
(略)				
(略)	<p>備考</p> <p>一 道路の状況により必要があるとき又は主として歩行者のために設ける信号機（以下この表において「歩行者専用信号機」という。）若しくは可搬式の信号機を設けるときは、二・五メートル以上の高さとすることができる。</p>			

別表第一（第四条関係）

燈器の構造	信号機の構造及び燈器の高さ			
	横型	縦型		
(略)		懸垂式	側柱式	中央柱式
(略)				
(略)	<p>備考</p> <p>一 道路の状況により必要があるとき又は主として歩行者のために設ける信号機（以下この表において「歩行者専用信号機」という。）若しくは可搬式の信号機を設けるときは、四・五メートルから二・五メートルの範囲の高さとすることができる。</p>			